

社会福祉法人頓野児童福祉会 評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人頓野児童福祉会（以下「当法人」という。）の評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう評議員等とは、評議員及び理事、監事をいう。

2 本規定でいう常勤役員とは、 役員のうち当法人を主たる勤務場所とし、週2日以上出勤する理事、監事をいう。

3 本規定でいう非常勤役員等とは、常勤役員以外の者をいう。

4 報酬とは、法人と委任関係にある評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

5 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費であり、報酬とは明確に区分されるものとする。

(評議員の対象業務)

第3条 評議員の報酬の対象となる業務は、評議員会への出席、及び、評議員の機能にかかる業務に関するものとする。

(役員の対象業務)

第4条 役員の報酬の対象となる業務は、理事会等の機関会議への出席及び人事労務、財政、運営等法人の業務執行に関するものとする。

(報酬)

第5条 評議員等の機関会議の出席報酬は、別表1に定める額とする。

2 常勤役員の報酬は、別表2に定める額とする。

3 非常勤役員等の報酬は、別表3に定める額とする。

3 非常勤役員等が機関会議と同日に法人及び施設の運営のための業務を行った場合は、機関会議の出席報酬は支払わないものとする。

4 常勤役員は、機関会議の出席報酬は支払わないものとする。

(報酬の支払い)

第6条 報酬の支払いは、現金で支払うものとする。

(出張旅費)

第7条 評議員等が法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人頓野児童福祉会旅費規程に準じて旅費等を支給することができる。

(費用弁償の支給)

第8条 評議員等がその職務執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(公表)

第9条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(適用除外及び職務証跡)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

2 施設の職員を兼務しない役員は、職務証跡の作成に協力するものとする。

(改正)

第11条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、2017年6月22日から施行する。

2020年6月25日 一部改正施行

第3期第1回定時評議員会承認日(2024年6月23日予定)に一部改正施行する。

ただし、適用は2024年4月1日からとする。

別表1

名称	報酬
評議員選任・解任委員会	5,000円+源泉額
評議員会	5,000円+源泉額
理事会	5,000円+源泉額
苦情解決報告会	5,000円+源泉額
法人専門部会	5,000円+源泉額
その他理事長が必要と認めた会議	5,000円+源泉額

別表2

名称	報酬
理事長	月額150,000円+源泉額

別表3

名称	報酬
理事	日額10,000円+源泉額
監事	日額10,000円+源泉額
評議員	日額10,000円+源泉額